

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費（1日につき）</p> <p>イ 福祉型短期入所サービス費（略）</p> <p>ロ 医療型短期入所サービス費（略）</p> <p>ハ 医療型特定短期入所サービス費（略）</p> <p>ニ 基準該当短期入所サービス費</p> <p>(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) 757単位</p> <p>(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) 231単位</p> <p>注1～10（略）</p>	<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第7 短期入所</p> <p>1 短期入所サービス費（1日につき）</p> <p>イ 短期入所サービス費（略）</p> <p>ロ 医療型短期入所サービス費（略）</p> <p>ハ 医療型特定短期入所サービス費（略）</p>
<p>11 ニの(1)については、指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）を行ふ事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>12 ニの(2)については、第5の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第四</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>

条第一項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 (略)

14 (略)

2～7 (略)

8 食事提供体制加算 (略)

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 (略)

12 (略)

2～7 (略)

8 食事提供体制加算 (略)

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。